

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024 年 12 月 26 日
【発行者の名称】	株式会社サポート (SUPPORT Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 敦司
【本店の所在の場所】	東京都台東区台東四丁目 29 番 8 号
【電話番号】	03-3831-3981
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 佐藤 清文
【担当 J-Adviser の名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【担当 J-Adviser の財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社サポート https://support-corp.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の3 4において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 29 期	第 30 期	第 31 期
決算年月	2022 年 9 月	2023 年 9 月	2024 年 9 月
売上高 (千円)	554,913	1,048,025	1,513,843
経常利益 (千円)	53,066	221,297	386,576
当期純利益 (千円)	31,378	139,812	265,155
資本金 (千円)	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数 (株)	2,000,000	2,000,000	2,000,000
純資産額 (千円)	263,281	403,094	668,249
総資産額 (千円)	692,524	1,040,875	1,361,441
1 株当たり純資産額 (円)	143.09	219.07	363.18
1 株当たり配当額 (円)	—	—	—
1 株当たり当期純利益 (円)	17.05	75.99	144.11
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	38.0	38.7	49.1
自己資本利益率 (%)	12.7	42.0	49.5
株価収益率 (倍)	—	—	2.65
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△54,564	6,112	55,002
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△10,314	△35,209	2,156
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	30,475	55,036	△19,985
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	72,738	98,677	135,851
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	24〔5〕	29〔7〕	40〔9〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4. 第 29 期、第 30 期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため、記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
6. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、第 31 期の財務諸表についてふじみ監査法人による監査を受けております。また、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 5 項の規定に基づき、第 30 期の財務諸表についてふじみ監査法人による監査を受けておりますが、第 29 期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
7. 2024 年 4 月 3 日付で普通株式 1 株につき 10,000 株の株式分割を行っておりますが、第 29 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。

2 【沿革】

バブル経済崩壊後の1994年当時、区画整理事業を取り巻く環境は、事業費の財源となる保留地もつくれば売れる時代から、値下げをしても売れないといった冬の時代を迎え、事業の進捗もままならない区画整理組合が続出しておりました。このような社会的背景を新しい視点で解決すべく、当社は1994年2月に土地区画整理事業を主としたコンサルタント会社として埼玉県春日部市にて創業いたしました。以降、関東地方で事業基盤を確立した後、関東以西の市場を広げ、現在に至っております。

主な沿革は以下のとおりです。

年 月	沿 革
1994年2月	株式会社サポート(資本金10,000千円)を埼玉県春日部市にて設立
1994年6月	宅地建物取引業免許取得
1996年9月	本社を東京都千代田区神田西福田町に移転
2002年8月	本社を東京都中央区日本橋大伝馬町に移転
2007年9月	本社を東京都千代田区外神田に移転
2009年4月	一級建築士事務所登録
2010年2月	本社を東京都台東区台東(現本社所在地)に移転
2010年7月	建設コンサルタント業登録
2010年7月	測量業登録
2011年4月	不動産の共同利用のための各種取引の契約代行及び不動産取引に関わる決済代行業を目的とした子会社 株式会社共同利用支援センター設立
2012年6月	資本金を30,000千円に増資
2014年4月	下水道管理システム開発を目的とした子会社 株式会社ダンデライオン設立
2014年11月	神奈川県厚木市田村町に神奈川営業所を開設
2015年12月	埼玉県和光市丸山台に和光営業所を開設
2022年6月	大阪府大阪市淀川区木川東に大阪営業所を開設
2022年11月	子会社 株式会社ダンデライオン清算終了
2024年7月	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場

3 【事業の内容】

当社は、土地区画整理事業をはじめとした開発事業とそれに関連する法令、不動産取引、税制など、まちづくりに関する幅広い知見を有するスタッフを擁する建設コンサルタントです。『想いを結び 明日へつなぐ まちづくり』を経営理念として掲げ『すべては地権者のために』との合い言葉のもと、土地区画整理事業、市街地再開発事業、開発行為を中心に、まちづくりのコンサルタントとして、行政や企業との協議調整、調査・計画・測量・設計の業務、地権者への説明・助言・支援、並びに事務局運営等のサービス提供を主として事業展開しております。

当社は上記のサービスを行政やまちづくり組織並びにゼネコンやデベロッパー等の事業パートナーから受注し、一般の建設コンサルタントが行う範囲にとどまらず、弁護士や司法書士、税理士等の専門家及び専門技術を有する協力会社と連携することにより、まちづくりへ貢献しております。

コンサルタントとしての開発事業への包括的なサービスの提供が主となりますが、調査・計画・測量・設計の業務に関しては、開発事業で培ったノウハウを活かし、業務単体としてのサービスの提供も行っています。

なお、当社は、建設コンサルタント事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりませんが、開発事業の基本的な流れ及びサービス内容は以下となっております。

(1) 各種調査

まちづくり基本調査や区画整理事業調査などの開発計画を立案するために必要な現況調査、開発区域内の土地や建物に関する権利を把握するための権利調査、土壌汚染の可能性の有無を把握するために土地の利用歴を調査する地歴調査等の調査を行います。また、開発の規模に応じて環境アセスメント調査を行う場合もあります。

(2) 都市計画及び事業計画の立案

都市計画の立案におきましては、都市計画区域マスタープラン、都市再開発方針等の上位計画を踏まえ、区域区分^{*1}、用途地域^{*2}、地区計画^{*3}などの手続き及び資料作成を行います。

また、事業計画の立案におきましては、開発において整備するインフラ（道路、公園、調整池等）の位置や形状を検討し、事業の基礎となる土地利用計画図を作成すると共に事業の収支やスケジュールを定めた事業計画の立案を行います。

(3) 測量業務

開発事業の設計に必要な骨格測量と調査測量、事業後の権利を定める為の確定測量、工事施工にあたり必要な工事設計の基準を示す路線測量、整備されたインフラの形状を確認するための出来形確認測量を行います。

(4) 設計業務

土木設計と換地設計^{*4}の分野に別れ、土木設計におきましては、開発事業において整備するインフラ（道路、公園、調整池等）の基本的な位置、形状、構造などを定め、開発区域内の土地利用の構成や工事費の概算など、事業の全体像を把握するための基本設計と、基本設計で設計したインフラや土地の造成などの工事の施工に必要な実施設計を行います。換地設計におきましては、区画整理事業特有の手法である換地^{*5}に関する設計となり、事業前の土地の評価に基づき事業後の換地（土地）の位置、形状を設計します。

(5) 行政等の関係機関協議・調整

各行政機関及び民間企業と、事業に関する協議及び調整を行います。行政機関の協議先は、主に市町村の都市計画、道路、公園、上水道、下水道、農業政策等を監督する部署となり、事業の許認可に係る手続きについて協議をします。デベロッパーや不動産企業、物流企業やメーカーなど開発後の土地購入者及び工事を行うゼネコン等の民間企業とは、事業の収支及び運営について協議を行います。

(6) 地権者の意向調査及び合意形成

開発事業に係る地権者への説明会、相談会、個別訪問等を行うことで、関係する権利者の皆様が事業に理解、賛同いただけるよう努めております。特に個別訪問には力を注いでおり、一人一人の地権者のご意見を伺いながら、それぞれの権利者様の状況に応じた対応を行い、必要な場合は税理士や弁護士、司法書士と協力し、地権者が抱える課題等を解決しながら合意形成を進めております。

(7) 事務局運営

必要に応じて、主に区画整理事業の認可後において事業（工事）が円滑に進むよう、事業地内又は事業地近隣に事務局を設け、地権者からの問い合わせや要望への対応、行政や民間企業との協議調整を行います。

(8) 不動産取引

開発事業に伴う地権者と民間企業との不動産の売買や賃貸の仲介を主とした不動産取引全般を行います。

*1 区域区分

都市計画法では、「市街化区域」と「市街化調整区域」に分けて定めることもできます。「市街化区域」とは、既に市街地を形成しているところと、おおむね10年以内に優先的に市街化を進めるべきところです。「市街化調整区域」は、市街化を抑制すべきところです。この市街化区域と市街化調整区域に分けることを「区域区分」または「線引き」といいます。

＊2 用途地域

都市計画では環境保全や利便の増進のために都市を住居系、商業系、工業系の3つに区分し、さらに13種類のエリアに分け、これらを「用途地域」として定めています。

用途区域が指定されるとそれぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決まります。

＊3 地区計画

地区計画は、既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度です。区域の指定された用途地域の規制を、強化、緩和することができ、各街区の整備及び保全を図ります。

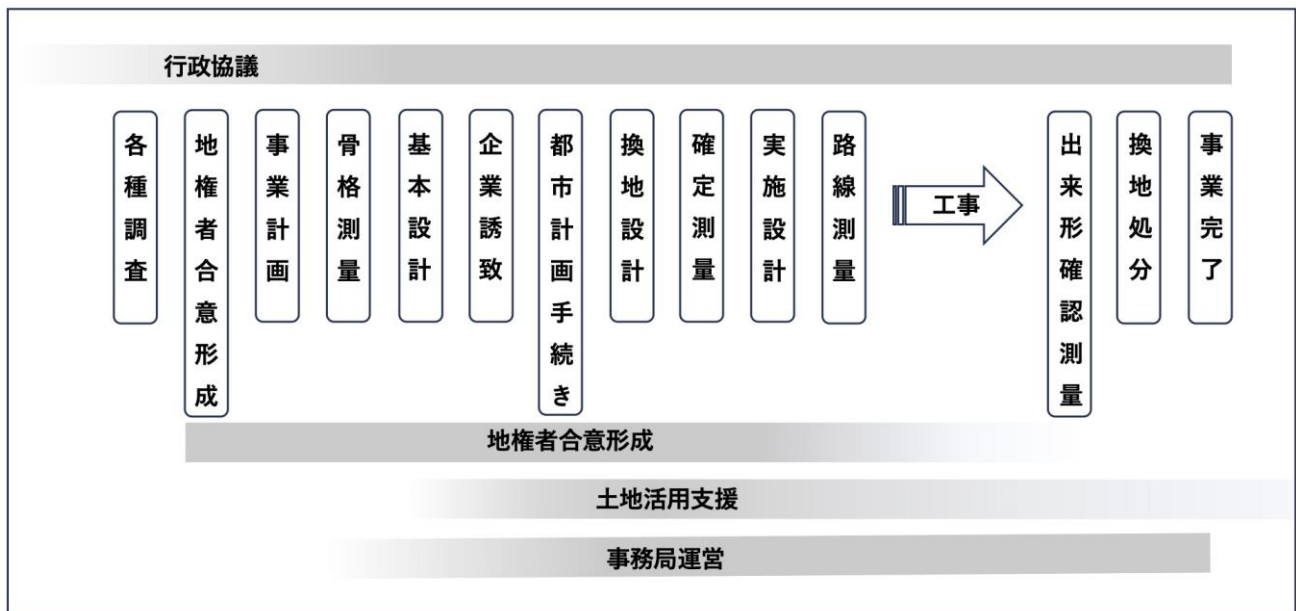
＊4 換地設計

換地設計とは、事業地内の全ての換地の位置、面積及び形状を定めることをいいます。

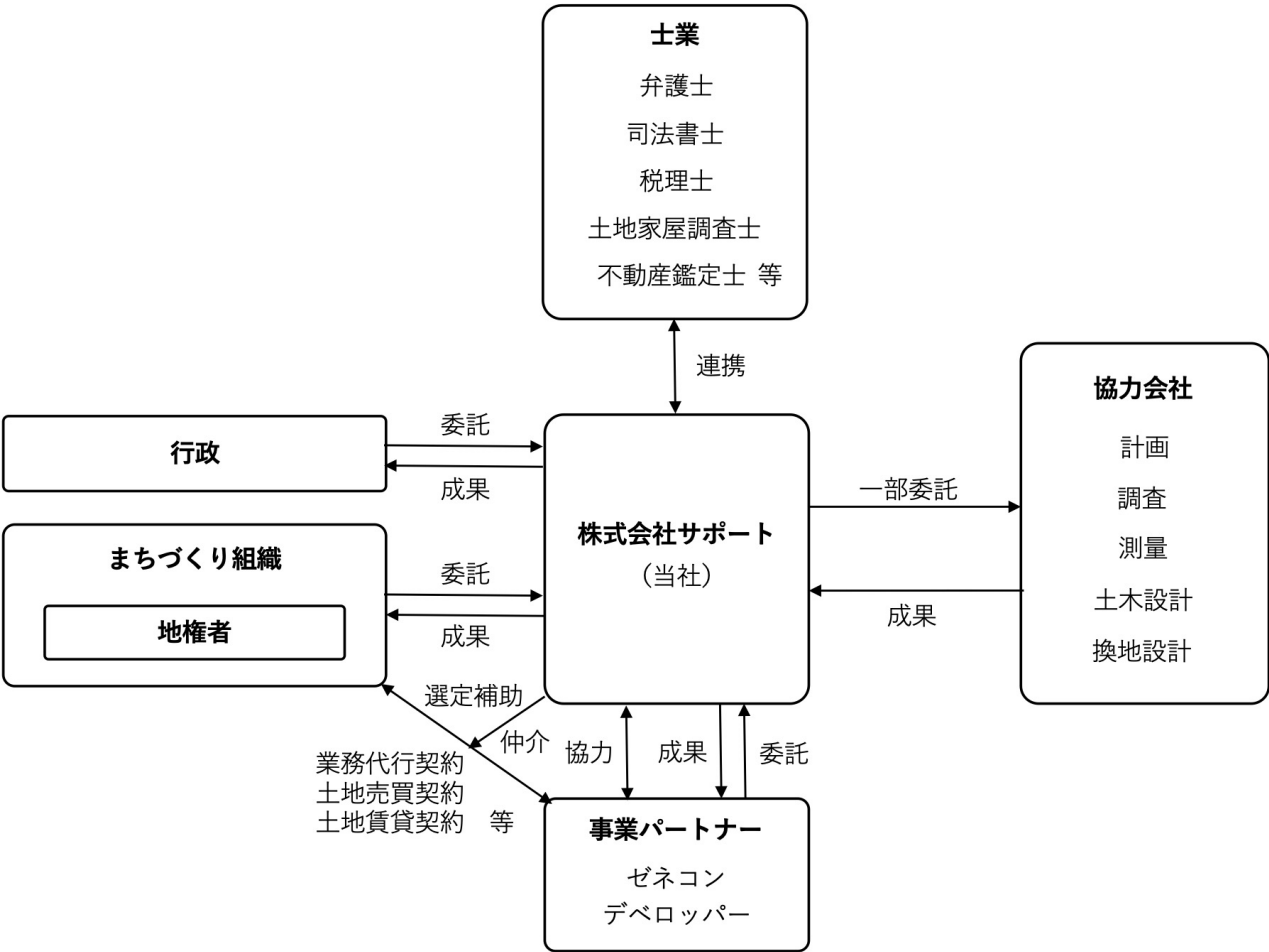
＊5 換地

土地区画整理事業では、道路等のインフラの整備をすると同時に、土地の利用増進を図るため土地の再配置を行います。この再配置にあたり、従前の土地（従前地）に対して新しく置き換えられた土地を換地といいます。

事業のおおよその流れは次のとおりであります。



事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (又は被所有割合)	関係内容
(非連結子会社) 株式会社共同利用 支援センター	東京都台東区	1,000	建設コンサルタント 事業（不動産の共同 利用のための各種取 引の契約及び決済代 行業務）	100.0%	役員の兼任2名

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を、() 内に主業務を記載しております。
2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
3. 総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等は、いずれも財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しています。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2024年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
40 [9]	40.8	3.3	5,380

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業セグメントは建設コンサルタント事業の単一セグメントのため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

我が国の建設関連業界は、長引くロシア・ウクライナ間の戦争や円安による資材価格高騰に伴う建設コストの上昇と、働き方改革や人手不足による人件費の上昇に歯止めがかからない状況です。このような状況に伴い、各物流施設事業者においては物流コストの削減を余儀なくされ、物流倉庫用地の需要としては、より消費地や高速道路 IC に近い利便性の高い立地に集中しつつあり、また膨大なデータ処理が必要な生成 AI（人工知能）の普及を背景に、データセンター等の事業用地の需要は増加傾向にあるため、当社の主たるサービスである土地区画整理事業による大規模な事業用地の需要については、引き続き堅調です。

土地区画整理事業は、行政の都市計画手続きのサイクル（概ね5年程度）に合わせて事業認可の手続きが進められますが、当社におきましては、ここ1～2年の間に現在計画段階にある各プロジェクトが数多く認可される事業化のピークを迎える予定となっております。当社は過去数期に渡りこの事業化のピークにむけ、新規プロジェクトの受注や既存プロジェクトの認可へ向けた事業推進に取り組み、これらの取組が概ね計画どおりに進んだ結果、当事業年度においては埼玉県内で1地区、神奈川県内で1地区が土地区画整理組合設立認可を得たことに加え、その他3地区においても事業の完了へ向けた業務量が増加したことにより、当事業年度の経営成績については、当社過去最高の売上高1,513,843千円(前年比44.4%増)、営業利益383,073千円(前年比72.9%増)、経常利益386,576千円(前年比74.7%増)、当期純利益265,155千円(前年比89.7%増)という結果となりました。

なお、当社の事業セグメントは建設コンサルタント事業の単一セグメントのため、セグメント別の業績は記載しておりません。

(2) キャッシュ・フローの概況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は135,851千円となり、前事業年度末に比べ37,174千円増加しました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は55,002千円（前年同期は6,112千円の獲得）となりました。これは主に税引前当期純利益386,266千円、未成業務支出金の減少26,077千円、仕入債務の増加74,714千円があった一方で、売上債権の増加327,320千円、法人税等の支払額114,406千円があったことなどによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果獲得した資金は2,156千円（前年同期は35,209千円の使用）となりました。これは主に定期預金の純減額22,999千円、無形固定資産の取得による支出12,270千円、保険積立金の積立による支出6,433千円があったことなどによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は19,985千円（前年同期は55,036千円の獲得）となりました。これは主に長期借入れによる収入198,140千円、長期借入金の返済による支出168,438千円、短期借入金の純減額48,000千円などによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 受注実績

当事業年度における受注実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
建設コンサルタント事業	1,147,492	79.8	978,401	72.8
合計	1,147,492	79.8	978,401	72.8

(注) 金額は、販売価格によっております。

(2) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
建設コンサルタント事業	1,513,843	144.4
合計	1,513,843	144.4

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)		当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
戸田建設(株)	341,701	32.6	690,776	45.6
菰野インター周辺地区土地区画整理組合	373,875	35.7	339,527	22.4

3 【対処すべき課題】

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社は下記の課題に取り組んでまいります。

(1) 人材の確保及び育成について

当社では人材が重要な経営資源と考えており、優秀な人材の確保を目的として、前事業年度より引き続き、採用コンサルティング会社に、効果的な採用スキームの確立と採用に特化した自社ブランディングを委託し、採用力の強化に取り組んでおります。

また、人材育成については OJT だけではなく、目標管理制度の目標に定期的な社内研修の実施を盛り込むことで自主性を持った人材育成にも務めております。

(2) 社外生産ネットワークの構築

人材は重要な経営資源ではありますが、過剰な雇用は固定費の上昇に繋がり市場の変化への対応力が低下する恐れがあります。一方、生産力の不足は機会損失に繋がります。このような景気変動リスクを低減するため、技術力の高い協力会社を発掘し、社外生産のネットワークを早期に構築してまいります。

(3) 事業及び業務スケジュールと品質の管理について

現在、スケジュールと品質に関しては、3つの直接部門（事業企画部・事業計画部・事業推進部）がそれぞれ、事業スケジュール、業務スケジュール、成果品の品質、業務の受託価格を確認する牽制体制を構築しておりますが、この牽制体制を強化し、より緻密な事業及び業務スケジュールと品質の管理を行ってまいります。

(4) 事業規模の拡大と収益源の多様化

これまでも関東以外でいくつか土地区画整理事業に携わって参りましたが、今後はより積極的に関東圏外での活動を活発化させ、関東に偏っていた売上の平準化に取り組む必要があると考えております。

また、当社が携わる土地区画整理事業に関連した不動産の取得や土地区画整理事業のノウハウが生かせる再開発事業へ取り組むことで、収益源の多様化を図る必要があるとも考えております。

(5) 新たなまちづくりへの取り組み

これからのまちづくりでは、単にインフラを整備して不動産価値を向上させるだけではなく、その後の持続可能性（サステナビリティ）を踏まえたまちづくりが求められます。そのため当社では、カーボンニュートラル、GX（グリーントランスフォーメーション）、レジリエンス（回復力）といったキーワードに代表される新たな視点を取り入れたまちづくりに取り組んで参ります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は本書公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性があります。あるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 成果品のチェック体制と契約不適合責任及び賠償について

調査報告書、設計図書、測量データ等の成果品のミス・エラー等による契約不適合が発生しない様に成果品のチェック体制を構築しておりますが、より厳格なチェック体制が求められるため、今後も政府機関 OB や大手メーカーの生産責任者などの人材採用を行い、より高度な成果品のチェック体制の構築に努めます。

また現状での建設コンサルタント業における契約不適合責任の範囲は、損害賠償の限度が定められていないことが多い為、契約不適合などを理由に生じた損害賠償が業務の対価を大幅に超えるようなことになった場合、業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 不動産開発事業のリスクについて

受注額の大部分を市街化編入型土地区画整理事業による開発に関するコンサル業務が占めております。市街化編入型土地区画整理事業とは、市街化調整区域において土地区画整理事業を実施して市街化区域に編入するものであります。また、これらの事業のほぼ全てが物流施設用地に対するニーズを織り込んだ収支計画となっていることから、物流施設へのニーズが大幅に減少した場合、土地区画整理事業の収支バランスが崩れるため、事業の長期化や中断が生じ、業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクを踏まえ、事業規模の拡大と事業領域の多様化を図ることで、市場ニーズの変化が生じた場合の影響の希薄化に努めます。

(3) 資材価格・人件費等の高騰に関するリスク

当社が計画に携わる土地区画整理事業は、プロジェクトの収支がバランスすることが大前提となっています。世界的な異常気象や為替市場の変動、地政学的リスクの影響、建設に携わる労働者不足により、原材料や資材価格、エネルギー価格や労務費が既に上昇しておりますが、今後さらに、働き方改革関連法案の施行に伴う労務費及び物流費の上昇リスクがあります。それら価格高騰分を保留地処分価格に転嫁できない場合はプロジェクトの成立性に悪影響を及ぼす可能性があります。長期化するウクライナ情勢、隣国の台湾有事による中国を中心としたサプライチェーンの分断等により、原材料・資材の逼迫と価格の上昇リスクが考えられ、これらのリスクが顕在化した場合にも、プロジェクトの停滞を招き、業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

原材料・資材価格等が高騰するリスクに対しては、プロジェクトの事業期間の短縮、工事業者への一括発注によるスケールメリットを活かしたコストダウンと仕様の見直し、設計の前倒しによる施工に係る手配数量の早期提示等を行い、取引先の経費を抑えるなど、複数の施策を実施することでコスト上昇の抑制に努めます。

(4) 大規模プロジェクトに関するリスク

現在の当社の会社規模に比して、特定の大規模プロジェクトからの業務の受注が全体に占める割合が高くなった場合には、当該プロジェクトの進捗に応じて、特定の土地区画整理組合及び協力パートナーであるゼネコンからの受注割合が高くなる傾向があります。当社といたしましては、今後の会社規模の拡大や多角化等を通じて改善を図る計画ではありますが、特定の大規模プロジェクトの遅延や中断が発生した場合には、業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 季節変動について

測量、調査、設計などの業務におきましては、最終成果物を納品した時点で収益を認識しますが、契約期間の途中において出来高による支払いが定められている場合には、出来高検査が完了した時点で収益を認識しております。出来高検査の時期につきましては、民間企業の中間決算期や決算期、行政の年度末にあたる 3 月、9 月としております。このため、当社の売上高は 3 月、9 月に多く計上される傾向（3 月：25%程度 9 月：50%程度）にあります。

以上の理由により、売掛金につきましても 3 月、9 月に他の月と比較して多額の金額が計上される傾向にあります。売掛金の相手先は主に行政やまちづくり組織、上場企業となっており、過去に貸し倒れが発生した事実はありませんが、何らかの理由により多額の貸し倒れが発生した場合には、業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクを踏まえ、事業規模の拡大と事業領域の多様化を図ることで、多額の貸し倒れが発生した場合の影響の希薄化に努めます。

(6) 自然災害について

当社の社員及び機能は、ほぼ全て関東に集中しております。その為、関東で大規模な地震等の自然災害があった場合、業務不能又は、業務能力の低下が発生する結果、売上の減少や新たな契約が不可能になるなど、業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクを踏まえ、事業規模の拡大と事業領域の多様化を図り、中部地方や関西地方で本社機能と対をなす拠点を設けることにより、自然災害発生時にも事業を継続できるよう努めます。

(7) 人材の確保について

当社の成長は、優秀な技術者や多くのノウハウを持った経験者によって支えられており、今後も顧客からの信頼に基づいた高い競争力を維持していく上でこれらの人材確保はますます重要になっております。また、技術面のみならず、当社のさらなる成長の為に、営業企画や経営企画面での優秀な人材確保も一層重要となっております。

現在、採用体制を強化すべく専門コンサルタントに委託し、新たな採用体制の構築に取り組んでおりますが、こうした人材への需要は多く、企業間における人材の獲得競争は激しいものとなっており、人材の確保及び新規雇用が困難な場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 新事業への取組について

当社では、収益基盤の拡大のために、土地区画整理事業以外の新規事業への取組を進めて行く方針ですが、安定的な収益確保までの期間の長期化や市場環境の変化等により投資に対して十分な回収を行うことができなかった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 法的規制について

当社は、業務に関連する都市計画法、土地区画整理法、宅地建物取引業法等、また事業活動に関連する独占禁止法、下請法、個人情報保護法等の様々な法規制の適用を受けております。これらの法規制を遵守するためリスク・コンプライアンス規程を定めて厳格な運用に努めております。しかしながら、万が一これらの法規制を遵守できなかった場合には、社会的な信用や業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は主務官庁から建設コンサルタント登録や宅地建物取引業登録をはじめとして、複数の登録等を受けて業務をおこなっていることから、登録等の根拠となる各法令等を遵守し、登録等の更新に支障が出ないよう、役職員の教育等に努めてまいります。

しかしながら、役員が罰金以上の刑に処されること、その他何らかの理由により登録等の取り消しや更新ができない状態が発生した場合及び関連法規の改廃や新たな法規制が設けられる場合には、当社の事業展開及び業績に多大な影響をあたえる可能性があります。

(10) 情報管理について

当社の主たるサービスである土地区画整理事業に関する業務は、その大半において地権者の氏名、住所、所有不動産情報等の個人情報を取り扱います。当社では、これらの情報の外部への不正な流出、漏洩を防止するために、データベースへのアクセス環境、セキュリティシステムの継続的な改善等により、情報管理体制を強化するとともに情報管理の徹底を図っております。

また、情報セキュリティ管理規程や個人情報管理規程を定めて情報の取扱には十分に注意を払っておりますが、万が一、不測の事態により当社が保有する機密情報や個人情報等が外部に流出、漏洩した場合等には、賠償責任を課せられるリスクや当社の社会的信用を毀損するリスク等があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 担当 J-Adviser との契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当 J-Adviser 契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）上記（a）各号における再建計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a） TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（b） 前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a） TOKYO PRO Market の上場株券等

（b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

 - a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
 - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

 - a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
 - d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議

は決定。

⑯ 全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、1 ヶ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に際して採用する重要な会計方針は、「第6【経理の状況】【財務諸表等】【注記事項】(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

当事業年度末の総資産は 1,361,441 千円となり、前事業年度末に比べ 320,566 千円増加しました。その主な要因は売掛金 327,320 千円の増加によるものです。

負債合計は 693,192 千円となり、前事業年度末に比べ 55,411 千円増加しました。その主な要因は買掛金 74,714 千円、長期借入金（1年内返済予定も含む）29,701 千円の増加、短期借入金 48,000 千円の減少等によるものです。

純資産につきましては 668,249 千円となり、前事業年度末に比べ 265,155 千円増加しました。その主な要因は当期純利益 265,155 千円の計上による利益剰余金 265,155 千円の増加によるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社における報告セグメントは建設コンサルタント事業の単一セグメントのみであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当事業年度における設備投資等の総額は、18,837 千円であり、主に既存事業の維持、効率化のための導入等によるものであります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当事業年度における主要な設備は、次のとおりであります。

2024年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	車両 運搬具	リース資産	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都台東区)	本社設備	1,293	3,165	0	3,323	16,443	24,225	37

(注) 1. 当社は建設コンサルタント事業の単一セグメントのため、セグメントの記載は省略しております。

2. 上記の他、主要な設備のうち他の者から賃借している設備は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社(東京都台東区)	賃借建物	13,034

当事業年度において、主要な設備に異動はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2024年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2024年12月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	—	—

(注) 1. 2024年3月14日開催の取締役会決議により、2024年4月3日付で普通株式1株を10,000株に分割しております。これにより、発行済株式総数は1,999,800株増加し、2,000,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は7,999,200株増加し、8,000,000株となっております。

2. 2024年4月2日開催の臨時株主総会決議により、2024年4月3日付で、普通株式100株を1単元とする単元株制度を導入する定款の変更を行っております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残高 (千円)
2024年4月3日 (注)	1,999,800	2,000,000	—	30,000	—	—

(注) 2024年3月14日開催の取締役会決議により、2024年4月3日付で普通株式1株を10,000株に分割したことによるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2024年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100 株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	2	—	—	5	7	—
所有株式数（単元）	—	—	—	500	—	—	19, 500	20, 000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	2. 5	—	—	97. 5	100	—

(注) 1. 自己株式160,000株は、「個人その他」に含まれております。

(注) 2. 2024年3月14日開催の取締役会決議により、2024年4月3日付で普通株式1株を10,000株に分割するとともに、定款の一部を変更し、1単元を100株とする単元株式制度を採用しております。

(7) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
鈴木 敦司	埼玉県北葛飾郡松伏町	1,490,000	81.0
佐藤 清文	東京都昭島市	150,000	8.1
朝倉 洋一	東京都練馬区	100,000	5.4
鎌滝 裕司	神奈川県横浜市都筑区	50,000	2.7
大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市	25,000	1.4
戸田建設株式会社	東京都中央区	25,000	1.4
計	—	1,840,000	100.0

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	160,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,840,000	18,400	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,000,000	—	—
総株主の議決権	—	18,400	—

(注) 2024年3月14日開催の取締役会決議により、2024年4月3日付で普通株式1株を10,000株に分割するとともに、定款の一部を変更し、1単元を100株とする単元株式制度を採用しております。

② 【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社サポート	東京都台東区台東四丁目29番8号	160,000	—	160,000	8.0
計	—	160,000	—	160,000	8.0

(注) 2024年3月14日開催の取締役会決議により、2024年4月3日付で普通株式1株を10,000株に分割しております。これにより、保有自己株式数は159,984株増加し、160,000株となっております

(9) 【ストックオプション制度の内容】
該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】
該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式等の種類】

会社法第155条第3号に基づく普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式	160,000	—	160,000	—

(注) 2024年3月14日開催の取締役会決議により、2024年4月3日付で普通株式1株を10,000株に分割しております。これにより、保有自己株式数は159,984株増加し、160,000株となっております。当事業年度における株式数は、当該分割による調整後の株式数を記載しております。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と位置付けており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状態や今後の事業計画等を十分に勘案しながら利益還元策を決定するところを基本方針としております。当社は当期純利益を計上しておりますが、当社は現状成長過程にあると考えており、内部保留の充実、企業体質の強化を図り、より一層の事業拡大を目指すことが、株主の皆様に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

以上により、現時点においては今後の配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年 1 回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、中間配当は取締役会決議で行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近 3 年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第 29 期	第 30 期	第 31 期
決算年月	2022 年 9 月	2023 年 9 月	2024 年 9 月
最高 (円)	—	—	382
最低 (円)	—	—	382

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) におけるものであります。

2. 当社株式は、2024 年 7 月 17 日に東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) に上場しております。それ以前の株価について該当事項はありません。

(2) 【最近 3 年間の事業年度別最高・最低株価】

月別	2024 年 4 月	2024 年 5 月	2024 年 6 月	2024 年 7 月	2024 年 8 月	2024 年 9 月
最高 (円)	—	—	—	382	—	—
最低 (円)	—	—	—	382	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) におけるものであります。

2. 当社株式は、2024 年 7 月 17 日に東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) に上場しております。それ以前の株価について該当事項はありません。

3. 2024 年 8 月から 2024 年 9 月について売買実績はありません。

5 【役員の状況】

男性6名、女性 一名（役員のうち女性の比率 一％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	—	鈴木 敦司	1973 年 1 月 26 日	1997 年 10 月 2011 年 8 月 2013 年 10 月 2015 年 10 月 2016 年 6 月 2017 年 3 月 2017 年 6 月 2023 年 12 月	昭和株式会社 入社 当社入社 当社 取締役就任 当社 専務取締役就任 株式会社共同利用支援センター 取締役就任(現任) 株式会社 J to w 監査役就任 当社 代表取締役専務就任 当社 代表取締役社長就任(現任)	(注) 2	1,490,000
取締役副社長	管理部長	佐藤 清文	1962 年 3 月 3 日	1986 年 4 月 1987 年 4 月 1989 年 10 月 1990 年 9 月 1991 年 9 月 1995 年 8 月 2005 年 11 月 2011 年 4 月 2013 年 6 月 2013 年 7 月 2023 年 12 月	株式会社豊栄土地開発 入社 ウエルズ・コンチネンタル・インベストメントコープ出向 三菱地所住宅販売株式会社(現 三菱地所リアルエステートサービス株式会社)入社 アーサーアンダーセンロサンゼルス支店出向 三菱地所住宅販売株式会社(現 三菱地所リアルエステートサービス株式会社)帰任 当社入社 当社 取締役就任 株式会社共同利用支援センター 取締役就任 株式会社共同利用支援センター 代表取締役就任 当社 代表取締役就任 当社 取締役副社長就任(現任)	(注) 2	150,000
専務取締役	事業計画部長	鎌滝 裕司	1974 年 12 月 12 日	1997 年 4 月 2006 年 1 月 2015 年 10 月 2016 年 10 月 2023 年 12 月	昭和株式会社 入社 当社入社 当社 取締役就任 当社 常務取締役就任 当社 専務取締役就任(現任)	(注) 2	50,000
取締役	事業推進部長	朝倉 洋一	1962 年 2 月 9 日	1984 年 4 月 1990 年 4 月 1992 年 4 月 2000 年 1 月 2011 年 7 月 2021 年 12 月	三井ホーム株式会社 入社 六合建設株式会社 入社 三菱地所住宅販売株式会社(現 三菱地所リアルエステートサービス株式会社)入社 当社入社 当社 取締役就任(現任) 株式会社共同利用支援センター 取締役就任(現任)	(注) 2	100,000
取締役	事業企画部長	井上 雅史	1976 年 1 月 25 日	1999 年 4 月 2012 年 3 月 2016 年 10 月 2023 年 12 月	昭和株式会社 入社 当社入社 当社 事業企画部長就任 当社 取締役就任(現任)	(注) 2	—
監査役	—	佐藤 一宏	1961 年 9 月 29 日	1980 年 4 月 1987 年 9 月 2001 年 4 月 2005 年 6 月 2021 年 11 月	丸一鋼管株式会社 市川工場 入社 小林会計事務所 (現 小林関根合同税理士法人) 入社 小林法律事務所 入社 小林会計事務所 (現 小林関根合同税理士法人) 入社(現任) 当社監査役 就任(現任)	(注) 3	—
計							1,790,000

(注) 1. 監査役佐藤一宏は、社外監査役であります。

2. 取締役の任期は、2024 年 4 月開催の臨時株主総会の時から 2025 年 9 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 監査役の任期は、2024 年 4 月開催の臨時株主総会の時から 2027 年 9 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「想いを結び明日へつなぐまちづくり」という経営理念に基づいてまちづくりコンサルタントとしての事業活動を行っております。また、株主の皆さまやお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指すことをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針と考えております。これらを実現するために、経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、企業としての社会的責任を果たしたいと考えております。

②会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

1) 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規定等の会社運営の基本となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

2) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。監査役は監査役監査基準に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監査するとともに、適宜必要な意見を述べております。

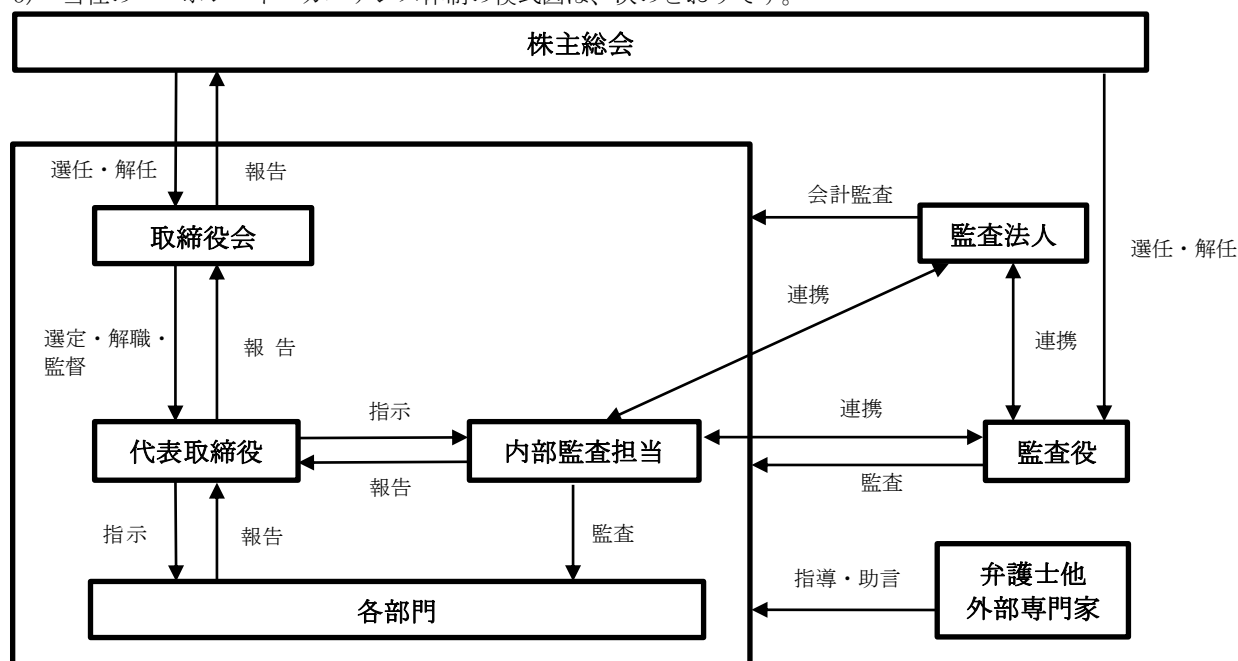
3) 内部監査

当社の内部監査は内部監査責任者を管理部長、内部監査担当者を管理部員とし、内部監査規程及び内部監査計画書に基づき、各部門の業務に関する監査を実施しております。管理部門への内部監査は事業部門の内部監査担当者が実施しております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。

4) 会計監査

当社はふじみ監査法人与監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2024年9月期において監査を執行した公認会計士は濱島能文氏、淡路洋平氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

5) 当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③内部統制システムの整備の状況について

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④社外取締役および社外監査役との関係について

当社は社外監査役1名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外監査役佐藤氏は、当社との間には人的関係、資金的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

当社は社外取締役の重要性については認識しておりますが、当社の経営規模、体制を総合的に勘案すると、ガバナンスは適正に構築、運用されていることを踏まえ、社外取締役を設置しておりません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社はリスク管理担当役員として管理部門管掌取締役がこれに当たり、年1回以上、取締役会に対しリスク管理の状況について報告をしております。また、必要に応じて外部専門家からアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役	101,224	80,974	20,250	—	6
監査役(社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	3,750	3,000	750	—	1

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、取締役会にて当該取引の必要性、取引条件の妥当性等を十分に検討することで、少数株主の利益を害することのないように対応する方針です。

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は8名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について定款に別段に定める場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑪取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第423条第1項の行為に関する取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項に定める範囲で取締役会の議決により免除することができる旨を定款に定めております。

⑫自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
7,900	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の規模、業務の特性、監査時間を勘案して、監査報酬を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963 年大蔵省令第 59 号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第 3 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、当事業年度(2023 年 10 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで)の財務諸表について、ふじみ監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則」(1976 年大蔵省令第 28 号)第 5 条第 2 項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (2024 年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※ 2 193,716	※ 2 199,890
売掛金	668,060	995,380
未成業務支出金	60,089	34,011
前払費用	2,666	1,978
その他	14,925	4,081
流動資産合計	939,459	1,235,342
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,109	2,854
構築物	63	42
車両運搬具	97	737
工具、器具及び備品	1,640	3,565
土地	10,000	10,000
リース資産	4,857	3,323
有形固定資産合計	※ 1 20,769	※ 1 20,523
無形固定資産		
ソフトウェア	4,160	16,443
電話加入権	183	183
無形固定資産合計	4,344	16,627
投資その他の資産		
関係会社株式	1,000	1,000
出資金	250	250
長期前払費用	1,663	1,990
長期性預金	※ 2 24,000	※ 2 32,001
繰延税金資産	8,141	8,551
保険積立金	40,434	43,828
その他	811	1,325
投資その他の資産合計	76,300	88,947
固定資産合計	101,415	126,098
資産合計	1,040,875	1,361,441

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (2024 年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	107,428	182,143
短期借入金	※ 2 78,000	※ 2 30,000
1 年内返済予定長期借入金	※ 2 71,933	※ 2 84,174
リース債務	1,687	1,720
未払金	12,949	18,131
未払費用	14,424	14,289
未払法人税等	72,338	79,453
契約負債	46	—
預り金	26,956	23,578
受注損失引当金	29	—
その他	38,310	30,283
流動負債合計	424,104	463,775
固定負債		
長期借入金	※ 2 209,757	※ 2 227,218
リース債務	3,918	2,198
固定負債合計	213,676	229,417
負債合計	637,780	693,192
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	6,181	6,181
資本剰余金合計	6,181	6,181
利益剰余金		
利益準備金	7,500	7,500
その他利益剰余金		
別途積立金	54,000	54,000
繰越利益剰余金	309,213	574,368
利益剰余金合計	370,713	635,868
自己株式	△3,801	△3,801
株主資本合計	403,094	668,249
純資産合計	403,094	668,249
負債純資産合計	1,040,875	1,361,441

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
売上高	1,048,025	1,513,843
売上原価	488,809	747,688
売上総利益	559,216	766,155
販売費及び一般管理費	※1 337,614	※1 383,081
営業利益	221,601	383,073
営業外収益		
受取利息	5	46
受取配当金	6	5
受取賃貸料	2,801	1,012
受取出向料	※2 520	※2 6,399
受取保険料	—	3,045
受取補償金	—	2,750
その他	48	1,243
営業外収益合計	3,382	14,502
営業外費用		
支払利息	2,738	4,324
賃貸費用	417	246
出向者給与	520	6,399
その他	9	30
営業外費用合計	3,686	10,999
経常利益	221,297	386,576
特別損失		
固定資産除却損	—	309
関係会社株式整理損	494	—
特別損失合計	494	309
税引前当期純利益	220,802	386,266
法人税、住民税及び事業税	85,485	121,522
法人税等調整額	△4,495	△410
法人税等合計	80,990	121,111
当期純利益	139,812	265,155

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)		当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※	153,267	37.9	199,768	27.7
II 外注費		210,987	52.1	464,238	64.3
III 経費		40,434	10.0	57,602	8.0
当期総製造費用		404,689	100.0	721,610	100.0
期首未成業務支出金棚卸高		144,210	—	60,089	—
合計		548,899	—	781,700	—
期末未成業務支出金棚卸高		60,776	—	34,026	—
未成業務支出金評価損		686	—	14	—
売上原価		488,809	—	747,688	—

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
地代家賃 (千円)	7,479	8,760
事務用品費 (千円)	6,630	12,712
交通費 (千円)	10,345	16,359

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算を採用しております。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

(単位：千円)

	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己 株式	株主資本 合計	
		その 他資 本剰 余金	資本 剰余 金合 計	利益 準備 金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	30,000	6,181	6,181	2,500	54,000	174,400	230,900	△3,801	263,281	263,281
当期変動額										
当期純利益						139,812	139,812		139,812	139,812
繰越利益剰余 金から利益準 備金への振替				5,000		△5,000	—		—	—
当期変動額 合計	—	—	—	5,000	—	134,812	139,812	—	139,812	139,812
当期末残高	30,000	6,181	6,181	7,500	54,000	309,213	370,713	△3,801	403,094	403,094

当事業年度(自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

(単位：千円)

	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己 株式	株主資本 合計	
		その 他資 本剰 余金	資本 剰余 金合 計	利益 準備 金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	30,000	6,181	6,181	7,500	54,000	309,213	370,713	△3,801	403,094	403,094
当期変動額										
当期純利益						265,155	265,155		265,155	265,155
当期変動額 合計	—	—	—	—	—	265,155	265,155	—	265,155	265,155
当期末残高	30,000	6,181	6,181	7,500	54,000	574,368	635,868	△3,801	668,249	668,249

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	220,802	386,266
減価償却費	4,523	6,618
関係会社株式整理損	494	—
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	△813	△29
受取利息及び受取配当金	△11	△52
支払利息	2,738	4,324
固定資産除却損	—	309
売上債権の増減額 (△は増加)	△360,566	△327,320
未成業務支出金の増減額 (△は増加)	84,120	26,077
仕入債務の増減額 (△は減少)	31,378	74,714
未払費用の増減額 (△は減少)	9,127	△134
契約負債の増減額 (△は減少)	△2,147	△46
預り金の増減額 (△は減少)	19,344	△3,378
未払消費税の増減額 (△は減少)	29,625	△8,043
その他	△4,500	14,374
小計	34,114	173,682
利息及び配当金の受取額	11	52
利息の支払額	△2,738	△4,324
法人税等の支払額	△25,275	△114,406
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,112	55,002
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額 (△は増加)	△24,001	22,999
有形固定資産の取得による支出	△1,864	△5,137
有形固定資産の除却による支出	—	△126
無形固定資産の取得による支出	△4,972	△12,270
保険積立金の積立による支出	△4,371	△6,433
保険積立金の解約による収入	—	3,038
敷金・保証金の差入による支出	—	85
投資活動によるキャッシュ・フロー	△35,209	2,156
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	48,000	△48,000
長期借入れによる収入	140,000	198,140
長期借入金の返済による支出	△131,309	△168,438
リース債務の返済による支出	△1,654	△1,687
財務活動によるキャッシュ・フロー	55,036	△19,985
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	25,938	37,174
現金及び現金同等物の期首残高	72,738	98,677
現金及び現金同等物の期末残高	※ 98,677	※ 135,851

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成業務支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	15～22年
構築物	15年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～6年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

主な償却年数は以下のとおりです。

ソフトウェア	5年
--------	----

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる受注契約について損失見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の事業は建設コンサルタントを単一セグメントとしております。これらのサービスについては、測量、調査、設計などの作業を行い、それらのデータを用いて報告書や図書を納品することにより履行義務を充足する場合と、土地区画整理組合の事務局運営のように一定の期間にわたり履行義務が充足される場合があります。

したがって、測量、調査、設計などの業務においては、最終成果物を納品した時点（契約期間の途中において出来高による支払いが定められている場合は、出来高検査が完了した時点）で履行義務が充足されるため、収益の認識については、顧客へのサービス等支配移転のタイミングである納品時点とし、事務局運営などの業務については、履行期間の進捗度に基づき収益を認識しております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができず、発生した費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 貸借対照表に計上した金額

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
繰延税金資産	8,141千円	8,551千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づき課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来一時差異等について繰延税金資産を計上しております。

課税所得の見積りについては、事業環境等を考慮した事業計画を基礎としておりますが、将来において課税所得の見積りの基礎となる事業環境等の変化により、課税所得の見積りに変化が生じた場合は、将来における一時差異等の解消金額や繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	48,777千円	52,333千円
計	48,777千円	52,333千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
定期預金	31,037千円	31,038千円
計	31,037千円	31,038千円

担保付債務は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
短期借入金	30,000千円	30,000千円
1年内返済予定長期借入金	38,233千円	40,632千円
長期借入金	80,520千円	106,514千円
計	148,753千円	177,146千円

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
役員報酬等	110,733千円	104,974千円
給与手当	58,484千円	64,704千円
販売費及び一般管理費のおおよその割合		
販売費	20.2%	17.8%
一般管理費	79.8%	82.2%

※2 各科目に含まれている関係会社に対する主なものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
受取出向料	520 千円	6,399 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普 通 株 式	184	—	—	184
合 計	184	—	—	184

(変動の事由の概要)

該当事項はありません。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普 通 株 式	16	—	—	16
合 計	16	—	—	16

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普 通 株 式	184	1,839,816	—	1,840,000
合 計	184	1,839,816	—	1,840,000

(変動の事由の概要)

2024 年 4 月 3 日付で普通株式 1 株につき 10,000 株の割合で株式分割を行っております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普 通 株 式	16	159,984	—	160,000
合 計	16	159,984	—	160,000

(変動の事由の概要)

2024 年 4 月 3 日付で普通株式 1 株につき 10,000 株の割合で株式分割を行っております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
現金及び預金	193,716 千円	199,890 千円
預入期間が 3 か月を超える定期預金	△95,039 千円	△64,039 千円
現金及び現金同等物	98,677 千円	135,851 千円

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、コピー機(工具、器具及び備品)であります。

② リース資産の減価償却の方法

「注記事項(重要な会計方針)3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行等金融機関からの借入によって行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金は全て円建てであり、預金の大半が要求払預金であります。営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先の信用状況を定期的に把握し、取引先ごとの期日管理を行っております。

敷金は、建物賃貸借契約等に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、随時、担当部署による信用状況に係る情報収集に努めております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の非上場株式であり、時価又は実質価額が取得原価を下回るリスクが存在しますが、発行体企業の財政状況等の把握により、時価又は実質価額の下落への対応を図っております。

買掛金等は全て 1 年以内の支払期日であります。借入金及びリース債務は、運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されておりますが、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2023年9月30日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	281,691	279,840	△1,850
(2) リース債務(1年内返済予定を含む)	5,606	5,504	△101

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	金額
関係会社株式（非上場株式）	1,000

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	193,716	24,000	—	—
売掛金	668,060	—	—	—
合計	861,777	24,000	—	—

(注2) 短期借入金、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	78,000	—	—	—	—	—
長期借入金	71,933	63,534	74,744	24,370	17,442	29,667
リース債務	1,687	1,720	1,754	444	—	—

当事業年度（2024年9月30日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	311,392	309,408	△1,983
(2) リース債務(1年内返済予定を含む)	3,918	3,844	△74

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	金額
関係会社株式（非上場株式）	1,000

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	199,890	32,001	—	—
売掛金	995,380	—	—	—
合計	1,195,271	32,001	—	—

(注2) 短期借入金、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	30,000	—	—	—	—	—
長期借入金	84,174	106,554	48,525	37,434	22,480	12,225
リース債務	1,720	1,754	444	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2023年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 長期借入金	—	279,840	—	279,840
(2) リース債務	—	5,504	—	5,504

当事業年度(2024年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 長期借入金	—	309,408	—	309,408
(2) リース債務	—	3,844	—	3,844

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金及びリース債務

長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入または新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて計算しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (2024 年 9 月 30 日)
繰延税金資産		
未払事業税	7,893 千円	8,456 千円
投資有価証券評価損	3,113 千円	3,113 千円
未成業務支出金評価損	237 千円	94 千円
受注損失引当金	10 千円	— 千円
敷金	1,404 千円	1,404 千円
繰延税金資産小計	12,658 千円	13,069 千円
評価性引当額	△4,517 千円	△4,517 千円
繰延税金資産合計	8,141 千円	8,551 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (2024 年 9 月 30 日)
法定実効税率 (調整)	34.59%	34.59%
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.04%	2.21%
住民税均等割	0.42%	0.24%
軽減税率による差異	△0.33%	△0.19%
法人税の特別控除額	△6.47%	△5.37%
その他	0.42%	△0.14%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.68%	31.35%

(資産除去債務関係)

当社は事業用等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
調査設計業務	874,370	1,344,557
事務局等運営業務	173,654	169,285
顧客との契約から生じる収益	1,048,025	1,513,843
外部顧客への売上高	1,048,025	1,513,843

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	307,493	668,060
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	668,060	995,380
契約負債（期首残高）	2,193	46
契約負債（期末残高）	46	—

契約負債は、主に顧客からの前受金及び受取賃貸料の前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は46千円であります。当事業年度において契約負債が46千円減少した理由は、前受金の減少によるものであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約が1年以内の契約のため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は建設コンサルタント事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの情報は、「注記事項（収益認識関係）」に記載のとおりであります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
菰野インター周辺地区土地区画整理組合	373,875	建設コンサルタント事業
戸田建設(株)	341,701	建設コンサルタント事業

当事業年度(自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの情報は、「注記事項（収益認識関係）」に記載のとおりであります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
戸田建設(株)	690,776	建設コンサルタント事業
菰野インター周辺地区土地区画整理組合	339,527	建設コンサルタント事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	佐藤 清文	—	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 8.1%	債務被保証	当社借入に 対する債務 被保証(注)1	281,691	—	—
							当社不動産 賃借に対す る債務被保 証(注)2	—	—	—
役員及び 主要株主	鈴木 敦司	—	—	当社代表 取締役専務	(被所有) 直接 81.0%	債務被保証	当社借入に 対する債務 被保証(注)1	281,691	—	—

(注) 1. 金融機関からの借入について、代表取締役社長 佐藤清文および代表取締役専務 鈴木敦司から債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

なお、本発行者情報公表日現在においては、金融機関からの借入金については債務保証を解消しております。

(注) 2. 当社は事業所等の賃貸借契約について、代表取締役社長 佐藤清文から債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。賃料支払に対する債務被保証については、期末日における未払債務がないため、取引金額は記載しておりませんが、保証対象物件の 2022 年 10 月 1 日より 2023 年 9 月 30 日に係る賃料合計は、13,034 千円であります。

当事業年度(自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	佐藤 清文	—	—	当社取締役 副社長	(被所有) 直接 8.1%	債務被保証	当社不動産 賃借に対す る債務被保 証(注)	—	—	—

(注) 当社は事業所等の賃貸借契約について、取締役副社長 佐藤清文から債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。賃料支払に対する債務被保証については、期末日における未払債務がないため、取引金額は記載しておりませんが、保証対象物件の 2023 年 10 月 1 日より 2024 年 9 月 30 日に係る賃料合計は、13,034 千円であります。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
1株当たり純資産額	219 円 07 銭	363 円 18 銭
1株当たり当期純利益	75 円 99 銭	144 円 11 銭

(注) 1. 2024 年 4 月 3 日付で普通株式 1 株につき 10,000 株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
当期純利益(千円)	139,812	265,155
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株主に係る当期純利益(千円)	139,812	265,155
普通株式の期中平均株式数(株)	1,840,000	1,840,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産総額の 100 分の 1 以下であるため、財務諸表等規則第 124 条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	当期末減 価償却累 計額又は 償却累計 額(千円)	当期 償却額 (千円)	差引 当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	39,328	319	303	39,344	36,490	1,391	2,854
構築物	2,121	—	—	2,121	2,079	21	42
車両運搬具	5,280	804	—	6,085	5,347	164	737
工具、器具及び備品	5,145	4,013	1,523	7,635	4,070	2,088	3,565
土地	10,000	—	—	10,000	—	—	10,000
リース資産	7,670	—	—	7,670	4,346	1,534	3,323
有形固定資産計	69,547	5,137	1,827	72,857	52,333	5,200	20,523
無形固定資産							
ソフトウェア	8,140	13,700	—	21,840	5,396	1,417	16,443
電話加入権	183	—	—	183	—	—	183
無形固定資産計	8,323	13,700	—	22,023	5,396	1,417	16,627

(注) 1. 当期増加額の主な内容

- ・ 本社 管理システム 13,700 千円
- ・ 本社 パソコン 2,636 千円
- ・ 本社 什器等 1,214 千円
- ・ 和光営業所 社用車 804 千円

2. 当期減少額の主な内容

- ・ 本社 什器等 1,827 千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	78,000	30,000	0.98	—
1年以内に返済予定の長期借入金	71,933	84,174	1.07	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,687	1,720	2.17	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	209,757	227,218	1.00	2025年～2030年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く)	3,918	2,198	2.17	2026年
合計	365,297	345,311		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の決算日以降5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	106,554	48,525	37,434	22,480
リース債務	1,754	444	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)		当期末残高 (千円)
			目的使用	その他	
受注損失引当金	29	—	—	29	—

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①資産の部

1. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	—
預金	
普通預金	125,851
定期預金	74,039
小計	199,890
合計	199,890

2. 売掛金(相手先別内訳)

相手先	金額(千円)
戸田建設(株)	530,578
菰野インター周辺地区土地区画整理組合	373,480
若松町土地区画整理組合	29,359
(株)フルハシ商事	25,433
日吉海運(株)	14,641
その他	21,888
合計	995,380

3. 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
668,060	1,655,054	1,337,734	995,380	57.3	182.3

(注) 消費税の会計処理は、税抜方式を採用していますが、上記当期発生高には消費税が含まれております。

4. 未成業務支出金

区分	金額(千円)
労務費	14,332
外注費	15,693
経費	3,999
未成業務支出金評価損	△14
合計	34,011

②負債の部

1. 買掛金(相手先別内訳)

相手先	金額(千円)
(株)間瀬コンサルタント	65,281
(株)長島設計事務所	18,810
(株)石川総合設計	17,105
ジェイ・サーベイ(株)	12,548
(株)オーガニック国土計画	10,505
その他	57,893
合計	182,143

2. 短期借入金

区分	金額(千円)
朝日信用金庫	30,000
合計	30,000

3. 長期借入金

区分	金額(千円)
朝日信用金庫	105,206
(株) りそな銀行	86,767
(株) 東日本銀行	47,479
(株) 三井住友銀行	41,940
(株) 商工組合中央金庫	30,000
合計	311,392

(注) 1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	— — — — —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMB C信託銀行 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMB C信託銀行 — 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 公告掲載URL：https://support-corp.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024 年 12 月 26 日

株式会社サポート
取締役会 御中

ふじみ監査法人

東京事務所

指 定 社 員

業務執行社員

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

濱島 能文

公認会計士

淡路 洋平

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サポートの 2023 年 10 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日までの第 31 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サポートの 2024 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上